

2020年11月27日

国土交通大臣

赤羽 一嘉 殿

新型コロナウイルス感染症等に関する  
トラック運輸産業からの要請書

全日本運輸産業労働組合連合会

中央執行委員長 難波 淳介



はじめに

貴省におかれましては、トラック運輸産業に働く仲間の「ゆとりと豊かさ」を目的とした政策実現にむけて、日頃より多大なるご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルスに対する国民生活の維持・安定等についてご奮闘いただいておりますことに、心より敬意を表します。

さて、国内における新型コロナウイルスの感染状況については、再び増加する傾向にあり、第3波に入ったのではないかとも言われております。経済活動も徐々に再開され、物量も回復傾向にあり、運送業界も全体的には、やや落ち着きを取り戻してきたところではあります。今後の影響が心配されるところです。

運輸労連が実施しましたアンケート調査では、職場において、依然として、感染リスクに対する不安や感染が疑われる方への差別・偏見等がありますし、物量が完全回復には至らないことによる賃金所得の減少と生活への不安などの報告が挙げられております。

私たちトラック運輸産業は、ご既承のとおり、食料や生活必需品はもとより、医療関係用品・医薬品など、国民生活や生命にかかわる物資の輸送を担うライフラインであり、ドライバーをはじめとする労働者の心身両面での健康や生活の安定は必要不可欠です。

つきましては、ライフラインを止めない、「物流崩壊」による経済はもとより国民生活の破綻を惹起させないためにも、改めて以下の4項目について要請致します。

貴省におかれましては、要請内容に対しまして、早急かつ格段のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. トラック運輸産業に対する国民の理解と協力について

トラックドライバーは「エッセンシャルワーカー」であり、物流を止めてはならないという使命感によりトラック輸送は継続されています。その役割は徐々に社会に認知され、最近では、感謝の言葉や応援メッセージ等をいただくようにもなってきました。

しかし、ドライバーとその家族に対する差別・偏見・誹謗中傷は、依然として後を絶ちません。一般市民の皆さんが新型コロナウイルスの感染を恐れているように、トラックドライバーも不特定多数の方との接触や、複数の県等をまたいでの輸送、特に首都圏や近畿圏を行き来する場合においては、絶えず感染リスクに対するストレスを抱えながら業務に従事しています。

「エッセンシャルワーカー」に対する差別・偏見・誹謗中傷の撲滅に向けては、国や行政からの強力なメッセージが必要と考えます。言葉の暴力は労働者

の精神疾患の要因となったり、特に消毒液スプレーの噴霧等については失明等が生じた場合は傷害事件となる恐れがあります。また、結果的に離職者が増加することとなった場合は、国民生活や経済に大きな影響が生じることから、早急かつ強力なメッセージを発信していただくよう、要請いたします。

## 2. マスク・消毒液等の衛生用品の確保および感染予防等について

### (1) マスク・消毒液等の衛生用品の確保について

マスク・消毒液等の衛生用品の不足は解消されてきましたが、再度、感染拡大が発生した場合、再び入手困難となることが危惧されます。したがって、トラック運送事業者に対して、優先的な供給がなされる仕組みがつくられますよう、要請いたします。

### (2) 感染予防等について

#### ①PCR検査

物流を止めないためには、「エッセンシャルワーカー」へのPCR検査を定期的に行い、事業者におけるクラスターを防止することが必要です。また、検査を定期的に行うことにより、非感染者であることを証明することは、利用者の安心を担保することにつながるものと考えます。

したがって、業務上必要とされるPCR検査の費用は、社会におけるその役割から、個人負担ではなく国や地方自治体が負担されるよう、要請いたします。

#### ②ワクチン接種

ワクチンが開発された際の接種については、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の中間とりまとめにおいて、「特定接種」の枠組みは取らず、①新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等、②高齢者及び基礎疾患を有する者、を接種順位の上位に位置付けて接種することとなりました。

これまでの感染の状況から「新型インフルエンザ対策で想定をしていたような、国民のほとんどが短期間に感染し、欠勤者や死亡者が多発することは今のところ想定されない。特定の医療従事者、高齢者及び基礎疾患を有する者へのワクチンの接種を優先すべきであり、社会機能維持者に対する特定接種を行うことについては現段階では優先的な課題とはならない」とする判断について一定の理解はするものの、すべての「エッセンシャルワーカー」が早急に摂取できるよう、要請いたします。

## 3. トラック運輸産業に従事する労働者の雇用の安定について

トラック運輸事業者のコロナ禍に起因する倒産が増加しております。

また、先述のとおり、物量も回復傾向にあります。取扱品目によっては依然として厳しい状況にある事業者もかなりあることから、下記の事項について、関係省庁への要請をお願いいたします。

(1) 雇用調整助成金について

- ① 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例」については、コロナ禍が収束するまで延長されるよう、また、今回の特例措置については、今後の新たなウイルス等の感染拡大を想定し、制度化されるよう、要請いたします。
- ② 支給対象となる事業主の要件として、「最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している」ことがありますが、5%未満の減少であっても事業者の経営状況の悪化や賃金所得の減少は生じており、生活や雇用への影響が出ております。ついては、さらなる要件の緩和について、要請いたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について

- ① 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」については、コロナ禍が収束するまで延長されるよう、また、今後の新たなウイルス等の感染拡大を想定し、制度化されるよう、要請いたします。
- ② 休業支援金・給付金の支給に当たっては、原則として、労使で共同して作成した「支給要件確認書」が必要となっております。基本的には当該労使による円滑な手続きが進められるよう組織内指導を行ってまいりますが、事業者によっては、支給要件確認書に「休業手当を支払っていない」と回答した場合、労働基準法違反となることを危惧し、作成に応じないケースが生じています。

厚生労働省は、「休業手当の支払を受けていない旨の記述は、休業手当の支払義務（労働基準法第26条）の有無の判断に影響することはない」としてはいますが、「休業手当の支払義務が生じる使用者の責に帰すべき事由による休業に当たるか否かは、個別の事案ごとに、休業の原因や、使用者の休業回避努力の状況などを総合的に勘案し判断される」ともしております。

トラック運送事業者における休業は、荷主の休業や大幅な出荷量の減少に起因するところが大半であり、その場合は「使用者の責に帰すべき事由による休業」の対象から外すよう、要請いたします。

また、「支給要件確認書の作成に事業主の協力が得られない場合は、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行う」としてはいます。しかし、必ずしも労使関係が良好でない場合や、労働者が休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行うことも危惧されますので、給与明細の前年比較等により申請できるよう、要請いたします。

#### 4. 道路施設等の環境整備について

輸送途中にドライバーが立ち寄るコンビニエンスストアのトイレやガソリンスタンドのシャワー室が、感染予防のため貸しただけなくなる事象が一時期発生しました。国土交通省（社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会）では、物流事業者等の労働環境を支える観点から、サービスエリア・パーキングエリア、「道の駅」の施設等の運営にも配慮する必要があるとの論議

がなされていますが、各々の施設の増設やシャワー室の設置などについて、要  
請いたします。

以 上

別添資料：新型コロナウイルス感染症による組合員・職場等への影響について  
(2020年10月16日現在)